

納税環境の整備について

令和 4 年 1 2 月 1 5 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

納税環境の整備(1)：加算税制度の見直し①

現行制度の概要

- 内国税においては、期限後の納税申告や税務署長による税額等の決定があった場合等に、納税額の15%（納税額が50万円を超える部分は20%）に相当する無申告加算税を賦課。
- 関税においては、期限後の特例申告や税関長による税額等の決定があった場合等に、内国税と同様の割合（15%（納税額が50万円を超える部分は20%））の無申告加算税を賦課。

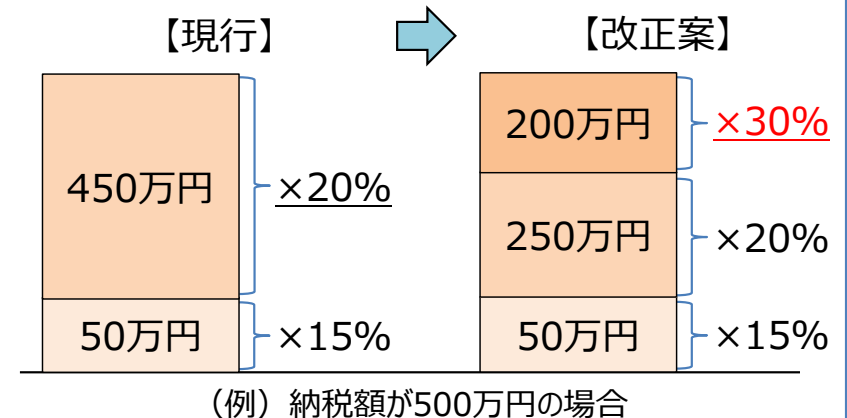
1. 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

改正の必要性

- 内国税においては、善良な納税者の公平感を特に損なうおそれのある無申告行為を未然に抑止する観点から、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額が300万円を超える部分に係る無申告加算税の割合を20%から30%に引き上げることを検討している（注1）。

（注1）高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には、適用しない。

- 輸入者による適正な申告を確保する観点から、関税の高額無申告行為についても、内国税と同様に無申告加算税の割合を引き上げることが適当。



改正の方向性

- 内国税の改正の状況を踏まえて、納税額が300万円を超える部分に係る関税の無申告加算税の割合を20%から30%に引き上げる（注2）。

（注2）調査通知以後・更正等予知前の申告に基づく無申告加算税の割合（現行：10%（納税額が50万円を超える部分は15%））についても同様に、納税額が300万円を超える部分に対する割合を15%から25%に引き上げる（内国税と同様）。

納税環境の整備(1)：加算税制度の見直し②

2. 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備

改正の必要性

- 内国税においては、繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的な申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年及び前々年の国税について無申告加算税等(注1)を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税等を10%加重する措置を整備すること(注2)を検討している。

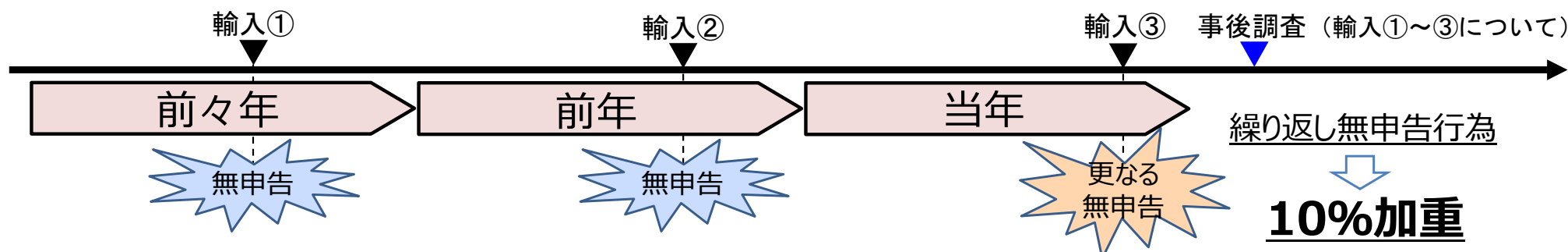
(注1) 無申告重加算税を含む。

(注2) 本措置と、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が再び無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等を行った場合に課される無申告加算税又は重加算税の10%加重措置の両方の要件を満たす場合には、いずれかが適用される。

- 輸入者による適正な申告を確保する観点から、関税について繰り返し行われる無申告行為に対しても、内国税と同様に無申告加算税等を10%加重する措置を整備することが適当。

改正の方向性

- 内国税の改正の状況を踏まえて、前年及び前々年の関税について無申告加算税等を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税等を10%加重する措置を整備する。



【現行】	※括弧内は納税額が50万円を超える部分	【見直し案】(3年目以降分) (無申告加算税:300万円以下の税額部分)
《無申告の場合》 無申告加算税 ⇒ <u>15%(20%)</u>		《無申告の場合》 無申告加算税 ⇒ <u>25%(30%)</u>
※調査通知以後・更正等予知前の申告 無申告加算税 ⇒ <u>10%(15%)</u>	⇒	※調査通知以後・更正等予知前の申告 無申告加算税 ⇒ <u>20%(25%)</u>
《仮装・隠蔽の場合》 重加算税 (無申告) ⇒ <u>40%</u>		《仮装・隠蔽の場合》 重加算税 (無申告) ⇒ <u>50%</u>

納税環境の整備(2)：関税関係帳簿書類の電子保存制度の見直し

1. 帳簿の代用とする輸入許可書等の電子保存規定の明確化

現行制度の概要

- 関税法上、輸入業者は、①帳簿の備付け・保存、②関係書類の保存、③電子メール等でやり取りされる取引情報の電磁的記録等の保存が義務付けられており、保存に当たっては、改ざん防止措置等の要件に従うべき旨を規定（注）。
（注）輸出業者（特定輸出者を含む。）についても、輸入業者（特例輸入者を含む。）と同様。
- ①の帳簿には、貨物の品名・数量・価格、輸入許可年月日等を記載する必要があるが、これらの記載のある輸入許可書等を保存することにより、これらの事項の帳簿への記載を省略可能。輸入許可書の保存による帳簿の代用は、書面だけでなく、NACCSから送信される輸入許可通知の電磁的記録の保存によっても可能。

改正の必要性

- 関税法における帳簿の代用とする輸入許可通知の電磁的記録の保存については、通達により、改ざん防止措置等の保存要件(③に係る要件と同じ)に従うべき旨を規定しているが、要件の適用関係の更なる明確化を図ることが適当。
- なお、内国消費税（消費税、酒税等）については、帳簿の代用とすることが可能な輸入許可書等について、電磁的記録の保存を可能とする等の規定の整備を行うことを検討している（各内国消費税に係る政省令を改正）。

改正の方向性

- 関税法における帳簿の代用とする輸入許可通知等の電磁的記録の保存について、③の電磁的記録と同じ保存要件が適用されることを政令上明確化する。

2. スキャナ保存制度の見直し

- 内国税において、スキャナ保存制度の一層の利用促進を図る観点から、国税関係書類をスキャナで読み取った電磁的記録を保存する場合において求められる保存要件の緩和（読み取った際の情報（解像度情報等）の保存を不要とする等）を検討中。この検討結果を踏まえて、関税法における関係書類(②)をスキャナ保存する場合に求められる保存要件についても緩和を実施することが適当ではないか（省令改正）。